

鉱 区 税

県税

地下の埋蔵鉱物を採掘する権利にかかる税金です。

1 納める方は

県内に鉱区をもっている鉱業権者

2 納める額は

鉱区の種類		納める額	
①砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに	年200円
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに	年400円
②砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長 1,000メートルごとに	年600円
	その他のもの	面積 100 アールごとに	年200円

(注)石油又は可燃性天然ガスの鉱区については、左記①の3分の2の額です。

3 申告と納税は

●申 告

鉱業権の取得・消滅又は住所などを変更した日から7日以内に、県税事務所へ申告します。

●納 税

毎年4月1日現在の鉱業権者が、県税事務所から送付される納税通知書により、5月末日までに納めます。(年の途中で鉱業権を取得したときは、県が指定した日までに納めます。)

鉱 産 税

市町
村税

鉱物の掘採の事業を行った場合に、その鉱物の価格にかかる税金です。

1 納める方は

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

2 納める額は

鉱物の価格 × 1%

鉱物の価格 × 0.7% (毎月1日から末日までの間に掘採された鉱物の価格が市町ごとに200万円以下の場合)

3 申告と納税は

鉱業者が毎月分をまとめて、市町の条例で定められた納期に申告し、納めます。